

後期高齢者医療制度 自己負担割合の見直し(2割負担の新設)

【問合せ】 市民課 国保年金係 ☎773・6661

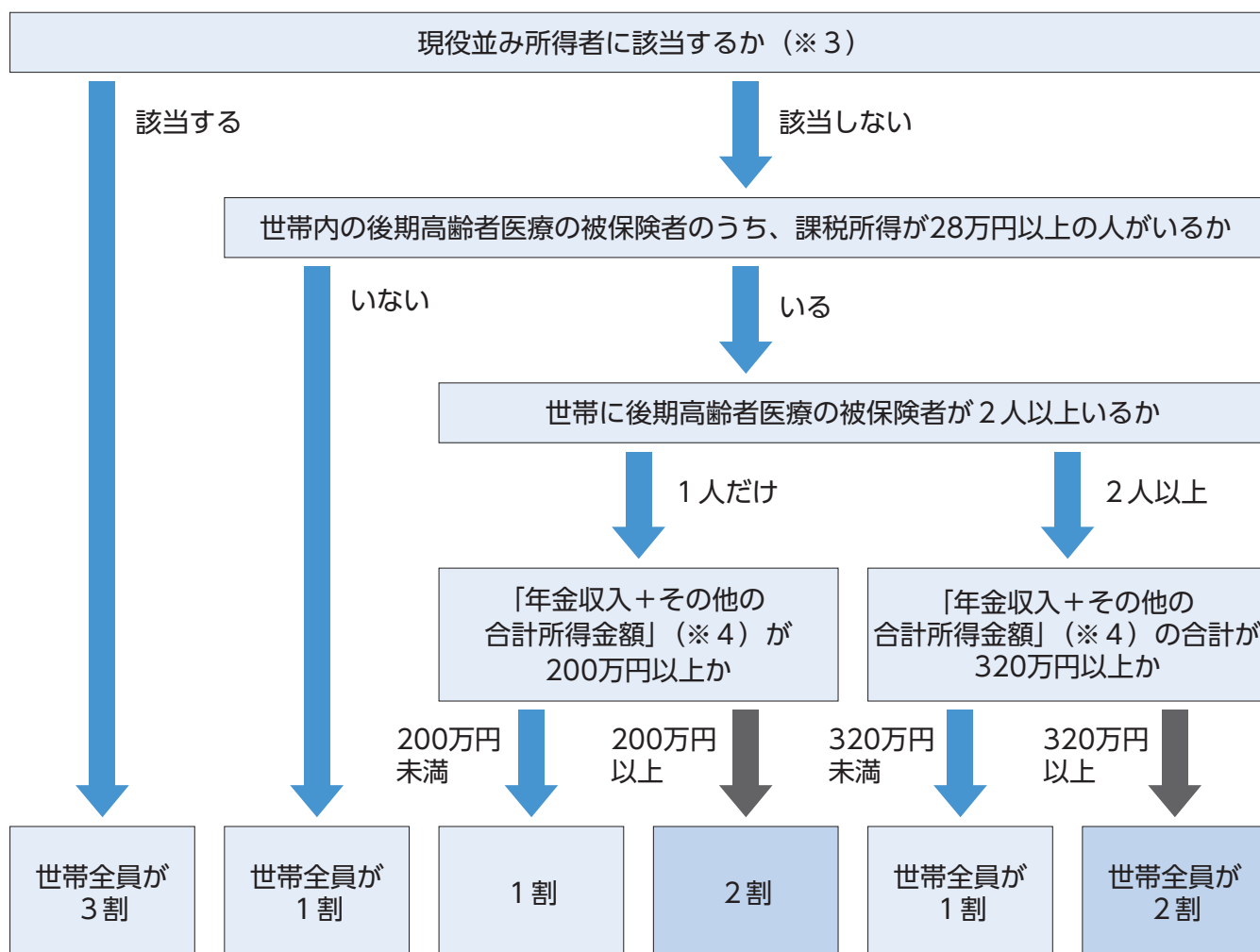
医療費の自己負担割合 2割の新設

10月1日から、一定以上の所得のある人（自己負担割合3割の人は除く）は医療費の自己負担割合が2割になります。

9月30日まで		→	10月1日から	
所得区分	医療費自己負担割合		所得区分	医療費自己負担割合
現役並み所得者	3割		現役並み所得者	3割
一般所得者など	1割		一定以上の所得のある人	2割
			一般所得者など	1割

2割負担の対象の判定

後期高齢者医療の課税所得（※1）や年金収入（※2）などをもとに、世帯単位で判定します。



※1 「課税所得」は、前年の収入から給与所得控除や公的年金控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）を差し引いた後の金額

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません

※3 課税所得145万円以上で、医療費の自己負担割合が3割の人

※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額